

諮問日：令和4年10月20日（令和4年度（情）諮問第20号）

答申日：令和5年3月16日（令和4年度（情）答申第35号）

件名：福島地方裁判所における特定人が特定の労働争議の仲裁に入った時の事件記録帳等の不開示判断（開示対象外）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「特定人Aが、特定年か特定年の特定の炭鉱の一炭鉱の労働争議の仲裁に入った時の事件記録帳」及び「特定人Aは、現地の困窮をみて炭鉱労働者の生活費用として、貯炭を炭鉱主の許可なく売却しました。そのことに特定人Bが、特定人Aを委任行為に対する背任罪で訴えました。当時の平地方裁判所からこの件について特定人Aへ召喚状が出された記録帳」（以下、併せて「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、福島地方裁判所長が、本件開示申出文書は司法行政文書開示手続の対象とはならないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、福島地方裁判所長が令和4年9月8日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 裁判事務に関する文書は、開示手続の対象とはならないというのは、納得できません。裁判所は受付手続を行っていることから、何かしらの司法行政文書が存在するはずであり、そのような文書が存在すれば開示していただきたい。
- 2 日本国憲法21条の知る権利があります。
- 3 特定人B、特定人Aは、逝去されているため個人情報に支障はないと思いま

す。

- 4 現在において特定年当時の裁判記録の有無、保管期間の回答は、可能と思います。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出は、「特定年頃に特定人Aが、特定の炭鉱の一炭鉱の労働争議の仲裁に入った時の事件記録帳」及び「同時期に、特定人Bが、特定人Aを委任行為に対する背任罪で訴えた件について、平地方裁判所から特定人Aへ召喚状が出されたことに関する記録帳」の開示を求めるものであると解される。
- 2 この点、司法行政文書開示手続の対象となる司法行政文書とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして裁判所が保有しているものであり、裁判事務に関する文書は、司法行政文書には含まれず、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

特定の事件に関する情報が詳細に記載された文書の開示を求める本件開示申出の内容から、本件開示申出文書は、裁判手続において作成され、事件記録に編てつされている文書が想定されるところ、これは裁判事務に関する文書であり、司法行政文書には当たらないことから、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

- 3 苦情申出人は、裁判所は受付手続を行っていることから何かしらの司法行政文書が存在するはずである旨や、現在において特定年当時の裁判記録の有無、保管期間の回答は可能である旨を主張しているが、そのような苦情申出人の主張を前提としても、本件開示申出に係る文書の存否を明らかにすると、特定人Aが労働争議の仲裁に入った事実の有無や特定人Aに召喚状が発せられた事実の有無が公になり、これらの情報は、行政機関情報公開法（以下「法」という。）5条1号に規定する不開示情報に相当し、本件開示申出文書につき、その存否を明らかにせず不開示とすることとなる。

4 なお、法5条1号の「個人」には、死者も含むものである。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年10月20日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和5年2月17日 審議
- ④ 同年3月14日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 取扱要綱によれば、司法行政文書開示手続の対象となる司法行政文書は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものとされている。よって、司法行政文書には、裁判事務に関する文書に該当するものは含まれない。

そこで検討すると、本件開示申出文書は、本件開示申出書に記載された内容に照らせば、特定人の特定の事件に関する情報が具体的に記載された文書であると解されるから、裁判手続において作成され、事件記録に編てつされている文書が想定されるところ、これは裁判事務に関する文書に該当すると認められる。

したがって、本件開示申出文書は、裁判事務に関する文書であって司法行政文書には該当しないから、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

2 苦情申出人は、裁判所は受付手続を行っていることから何かしらの司法行政文書が存在するはずである旨や、現在において特定年当時の裁判記録の有無、保管期間の回答は可能である旨を主張するが、本件開示申出に係る文書として、受付手続等に係る司法行政文書が対象文書に含まれると解するとしても、本件開示申出の内容からすれば、本件開示申出に係る司法行政文書の存否を明らかにすると、特定人Aが労働争議の仲裁に入った事実の有無や特定人Aに召喚状

が発せられた事実の有無（以下「本件存否情報」という。）が公になると認められ、これらの情報は、法5条1号に規定する個人識別情報に相当する。また、本件存否情報が法5条1号ただし書イからハまでに掲げる情報に相当する情報も認められない。

したがって、受付手続等に係る司法行政文書については、その存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められる。

- 3 なお、苦情申出人は、特定人A及び特定人Bは逝去されているため個人情報に支障はない旨主張するが、法5条1号の「個人」には、死者も含むと解されるため、苦情申出人の主張を採用することはできない。
- 4 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書が裁判事務に該当する文書として司法行政文書開示手続の対象とはならないと認められ、受付手続等に係る司法行政文書はその存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子